

【表紙】

【提出書類】	内部統制報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の4第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2026年5月29日
【会社名】	バリュークリエーション株式会社
【英訳名】	VALUE CREATION CO.,LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 新谷 晃人
【最高財務責任者の役職氏名】	該当事項はありません。
【本店の所在の場所】	東京都渋谷区恵比寿1-18-14 恵比寿ファーストスクエア9階
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【財務報告に係る内部統制の基本的枠組みに関する事項】

代表取締役社長 新谷 晃人は、当社の財務報告に係る内部統制の整備及び運用に責任を有しており、企業会計審議会の公表した「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準並びに財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準の改訂について（意見書）」に示されている内部統制の基本的枠組みに準拠して財務報告に係る内部統制を整備及び運用しております。

なお、内部統制は、内部統制の各基本的要素が有機的に結びつき、一体となって機能することで、その目的を合理的な範囲で達成しようとするものであります。このため、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性があります。

2【評価の範囲、基準日及び評価手続に関する事項】

財務報告に係る内部統制の評価は、当事業年度の末日である2026年2月28日を基準日として行われており、評価に当たっては、一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠しております。

本評価においては、財務報告全体に重要な影響を及ぼす内部統制（全社的な内部統制）の評価を行った上で、その結果を踏まえて、評価対象とする業務プロセスを選定しております。当該業務プロセスの評価においては、選定された業務プロセスを分析した上で、財務報告の信頼性に重要な影響を及ぼす統制上の要点を識別し、当該統制上の要点について整備及び運用状況を評価することによって、内部統制の有効性に関する評価を行いました。

財務報告に係る内部統制の評価の範囲は、当社について、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性の観点から必要な範囲を決定しました。財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性は、金額的及び質的影響の重要性を考慮して決定しており、当社を対象として行った全社的な内部統制の評価結果を踏まえ、業務プロセスに係る内部統制の評価範囲を合理的に決定しました。

業務プロセスに係る内部統制の評価範囲については、当社が子会社及び関連会社を有していないことから、当社全体を単一の事業拠点として捉え、「重要な事業拠点」としております。選定した重要な事業拠点において、企業の事業目的に大きく関わる勘定科目として、当社は主に、顧客のWeb領域における課題を総合的に解決するサービスを提供する「マーケティングD 事業」と不動産領域における課題を総合的に解決するサービスを提供する「不動産D 事業」を主たる事業としており、当該事業の特性を考慮し、売上高、売掛金、外注費及び買掛金に至る業務プロセスを評価の対象としております。

さらに、重要な虚偽記載の発生可能性が高く、見積りや予測を伴う重要な勘定科目に係る業務プロセスやリスクが大きい取引を行っている事業又は業務に係る業務プロセスを財務報告への影響を勘案して重要性の大きい業務プロセスとして評価対象に追加しております。

3【評価結果に関する事項】

下記に記載した財務報告に係る内部統制の不備は、財務報告に重要な影響を及ぼすこととなり、開示すべき重要な不備に該当すると判断いたしました。したがって、当事業年度末日において、当社の財務報告に係る内部統制は有効でないと判断いたしました。

記

当社は、KDDI株式会社の子会社である、ジー・プラン株式会社（以下「GP社」といいます。）の元従業員（以下「某氏」といいます。）が主導した架空循環取引（以下「本件GP取引」といいます。）の商流の一部に当社が含まれていることを受け、当社と利害関係を有しない外部専門家（弁護士及び公認会計士）で構成される特別調査委員会を設置し、調査を実施いたしました。

その結果、本件GP取引の商流において、当社は、GP社と下流取引先の間に入る仲介取引をする役割として巻き込まれていたこと、及び、当社担当者は架空循環取引であることについて某氏と共謀した事実はなく、また、本件取引が実体のない取引であることについての認識があったとも認められなかったことが確認されました。

当社は本特別調査委員会の調査結果を踏まえ、実在性を確認できなかった本件GP取引について、売上高等の過年度の修正を行うとともに、過年度の財務諸表を訂正しました。これらに伴い、有価証券届出書、第16期第3四半期から第18期第2四半期までの有価証券報告書、四半期報告書及び半期報告書について訂正報告書を提出いたしました。

本件GP取引において、当社における取引の実在性確認に係る統制が十分に機能しなかったという、デジタルマーケティング事業部の仲介取引における売上及び外注費計上に関する業務プロセスの財務報告に係る内部統制の不備は、財務報告に重要な影響を及ぼしており、開示すべき重要な不備に該当すると判断いたしました。

なお、当該開示すべき重要な不備は、当事業年度の末日後に判明したため、当事業年度末日までに是正を完了することができませんでした。

また、上記の開示すべき重要な不備に起因する必要な修正は、全て財務諸表に反映しております。

当社は、財務報告に係る内部統制の重要性を強く認識しており、特別調査委員会の提言を踏まえ、以下の再発防止策を実施してまいります。

- ・ 成果物開示要件の厳格化

- ・ 下流取引先に対する受注能力審査の制度化
- ・ 取引情報の組織的共有及び牽制機能の強化
- ・ 内部監査及びモニタリング機能の強化

4 【付記事項】

付記すべき事項はありません。

5 【特記事項】

特記すべき事項はありません。